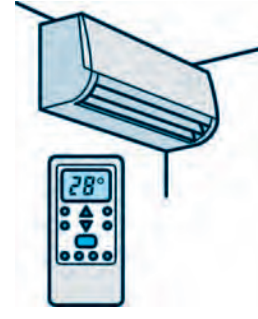


表1 家庭でできる節電例と節電効果

節電の取組例	節電効果の目安
エアコンの設定温度を28 に設定しましょう。(設定温度を2度上げる)	10%節減
グリーンカーテンやすだれ、よしずで窓からの日差しを和らげましょう。(エアコンの節電になります。)	10%節減
無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用しましょう。エアコンと扇風機を合わせて使うのも効果あり!!	50%節減
テレビは省エネモードに設定し、画面の明るさも調整しましょう。また、必要なとき以外は消しましょう。	2%節減
日中は不要な照明を消しましょう。夜間はソーラー照明機器を使用するのも効果あり!!	5%節減
冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込み過ぎないようにしましょう。(食品の傷みに注意!)	2%節減
待機電力について、リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。	2%節減

電力需給ピークの平日14時前後には、消費電力の大きい家電製品(IHクッキングヒーター、ドライヤー、電子レンジなど)の使用を控えましょう。



今年の夏もみんなで賢く節電しましょう!!

昨年より、未だに電力需給状況は完全には回復していません。そのため、今夏も昨年と同様に節電の取組が必要で、また、本格的に

暑い時期を迎えると、熱中症対策も欠かせません。電気の使い方を直しながら、無理のない範囲で節電に取り組み、熱中症予防にも努めましょう。

グリーンカーテンとは、ゴーヤ、アサガオ、フウセンカズラなどのつる性植物をネットなどにはわせて作る自然のカーテンのことです。夏の日中は、家庭で消費される総電力のうち、およそ50%以上がエアコンの使用によるものです。さらに、冷蔵庫、照明器具、テレビが加わると、家庭での電気使用量のうち、これらの家電製品による割合は90%近くになります。電力需給時間がピークになる日中に、家電製品の使用を工夫して、今年の夏を元気に乗り切りましょう。

グリーンカーテンの取組を推進する一方、夏の日中は、家庭で消費される総電力のうち、エアコンが占める割合が最も大きくなります。グリーンカーテンで日差しを遮り、室内温度の上昇を抑えることで、エアコンの使用量を減らすなど、「節電・省エネ」効果が期待できます。また、植物が葉の裏から水蒸気を放出する蒸散作用で、周囲の気温を下げる効果や視覚的な癒し効果もあります。

表2 実施機関別の市政情報公開請求(申し出)件数

実施機関	主管課	件数
市長	企画政策課	1
	市長公室	2
	総務課	1
	職員課	2
	契約管財課	10
	地域防災課	1
	施設営繕課	2
	税課	6
	環境課	2
	環境の森推進室	1
	商工観光課	2
	健康課	1
	管理課	1
教育委員会	建設課	4
	下水道課	2
	教育総務課	8
	指導室	1
	生涯学習推進課	1
議会	体育課	1
	国体推進室	1
	秋川キララホール	4
議会事務局	1	
合計		55

表3 市政情報の公開・非公開などの処理状況(単位:件)

区分	公開	一部公開	非公開	取下げ
義務的公開	18	7	1	6
任意的公開	4	14	4	1
合計	22	21	5	7

任意的公開...市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開と条例施行日前に作成・取得した市政情報の公開

表4 実施機関別の個人情報開示請求件数と開示・非開示などの処理状況(単位:件)

実施機関	主管課	件数	開示	一部開示	非開示	取下げ
市長	市民課	9	2	4	2	1
	高齢者支援課	2	0	2	0	0
教育委員会	生涯学習推進課	1	0	1	0	0
合計		12	2	7	2	1

個人情報保護制度の活用状況

平成23年度の市政情報の公開請求(申し出)、個人情報保護制度の活用状況

情報の開示請求などの状況は、表2から表4までのとおりです。個人情報保護制度は、市が保有する情報の公開を求めるとも、透明で開かれた市政を実現することを目的として

益を保護し、市民の皆さんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。総務課法規係 問合せ

グリーンカーテンの取組を推進する一方、夏の日中は、家庭で消費される総電力のうち、エアコンが占める割合が最も大きくなります。グリーンカーテンで日差しを遮り、室内温度の上昇を抑えることで、エアコンの使用量を減らすなど、「節電・省エネ」効果が期待できます。また、植物が葉の裏から水蒸気を放出する蒸散作用で、周囲の気温を下げる効果や視覚的な癒し効果もあります。

で解決し、「おいしいグリーンカーテン」に取り組みましょう。紹介していただいたレシピは、随時ホームページで公開していきます。

特別支援学校と特別支援学級説明会のお知らせ

危険な崖崩れ、家のまわりの再点検を

く、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。このようなことのないよう、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留めは補強し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けてみましょう。法律(宅地造成等規制法)で定める区域内で、一定の高さ以上を切り土・盛り土したり、よう壁などを築造するときは、事前の許可が必要となりますので、ご注意ください。相談・問合せ 都市計画課指導係、東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課(548・2037)

